

地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長

バイオマス活用推進基本法に基づく都道府県及び市町村によるバイオマスの
活用の推進に関する計画の策定の推進について

バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号。以下「基本法」という。）が、
バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に
発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的に平成 21 年 9 月 12 日に
施行され、平成 22 年 12 月 17 日に基本法第 20 条に基づくバイオマス活用推進基本計
画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されたところである。

基本法第 21 条において、都道府県は基本計画を勘案して、当該都道府県における
バイオマスの活用の推進に関する計画（以下「都道府県計画」という。）を策定する
ように努める旨及び、市町村は基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基
本計画及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるバイオマス活用の推進に
関する計画（以下「市町村計画」という。）を策定するように努める旨が規定されて
いるところである。

バイオマスは「広く薄く」存在している上、水分含有量が多い、かさばる、保存性
が低い等の特性を有しており、バイオマスの活用を促進するためには、バイオマスの
特性を踏まえ、地域においてバイオマスを効率的に利用する地域分散型の利用システ
ムを構築することが重要である。基本計画では、地域のバイオマスの賦存状況、エネ
ルギーやバイオマス製品の需要等の自然的・経済的・社会的諸条件に適応したバイ
オマスの活用に向け、地域が主体となって創意工夫する取組を促進することとし、2020
年に全都道府県及び 600 市町村において地域のバイオマス活用推進計画を策定するこ
とを目標に掲げたところである。

この度、都道府県計画及び市町村計画の円滑な策定及び実施に資するよう、別添の
とおり、都道府県計画及び市町村計画の策定に当たっての留意事項を定めたので、貴
職管内の都道府県、市町村及び関係団体に対し周知願いたい。

なお、都道府県計画及び市町村計画の策定状況等についてはとりまとめの上、公表
することとし、計画の策定及び実施に関して、取組効果の把握手法、検証項目等の計
画の客観的検証に係る参考情報について農林水産省において検討し、追って提供する
ので、参照されるよう併せて周知願いたい。